平成２６年（フ）第６５０４号
東京都北区滝野川３丁目23―３―201
破産者　矢山　昭典
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５０８号
東京都国分寺市西恋ヶ窪１丁目24―６
破産者　丹野　義昭
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５０９号
千葉県木更津市真舟１丁目12―６
破産者　宮崎　　清
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５５３号
東京都大田区南千束１丁目７―20―103
破産者　徳安　美香
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５９８号
東京都八王子市片倉町117―13
破産者　土橋　明彦
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６３２号
東京都荒川区荒川７丁目11―９
破産者　杉山　絹子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６９７号
東京都江東区北砂３丁目37―３―101
破産者　松林　大志
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５１号
東京都大田区上池台２丁目36―13―601
破産者　梯　　芳明
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１１号
静岡県浜松市中区上島６丁目23番10号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区露橋１丁目12番８号
破産者　株式会社スリーケイエム
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
福岡市博多区博多駅前４丁目24番20号
破産者　株式会社エム・エム
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１号
佐賀県小城市小城町213番地
破産者　協栄建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
仙台市青葉区木町通１丁目１－３
破産者　株式会社Ｄ―Ｒｅａｌｉｚａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
栃木県栃木市河合町４番５号
破産者　有限会社坂尾商事
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１０号
群馬県桐生市境野町７丁目1861番地３
破産者　有限会社モリタ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２１５号
埼玉県越谷市大字下間久里1107番地14
破産者　有限会社ホットライン
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２９８１号
東京都足立区小台２丁目14番４号
破産者　株式会社広栄社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９１２号
東京都八王子市打越町1577番地３
破産者　株式会社誠正エクステリア
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９１３号
東京都八王子市打越町1577―３
破産者　福田　栄光
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５号
東京都板橋区大山西町29―11
破産者　佐藤　君子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２２号
埼玉県和光市新倉２丁目20―93
破産者　福元　勝義
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５８号
東京都八王子市狭間町1804―82
破産者　山内　典子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９３号
埼玉県所沢市東所沢３丁目23―18―201、開始決定時の住所埼玉県所沢市東所沢和田３丁目６－３―601
破産者　大脇　　登
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部